

呉農業振興地域整備計画変更理由書

呉市 農林水産課

1 整備計画変更（案）

別紙のとおり

2 変更理由

社会情勢の変動，自然・社会・経済諸事情から総合的に判断し，やむを得ないと認められる資材置場・駐車場，太陽光発電施設設置への開発及び非農地証明による除外のため，土地利用の変更を行う必要が生じたことから，呉農業振興地域整備計画を変更する。

この農用区域から除外するために行う変更は，農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という）第13条第2項の要件を満たすとともに，非農地証明に係る除外分は第10条第3項第5号に該当しなくなったものである。

いずれの変更においても，該当地は農業生産基盤整備事業等の計画もなく，この変更による他の農地への影響は軽微である。

(1) 農用地利用計画について

- ① 農用区域内の土地を農用区域から除外するための農用地利用計画の変更について（別紙1）
- ② 農用区域外の土地を農用区域に編入するための農用地利用計画の変更について
変更なし
- ③ 農用区域内の土地の農業上の用途区分の変更について
変更なし

(2) 農業生産基盤の整備開発計画について

変更なし

(3) 農用地等の保全計画について

変更なし

(4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について

変更なし

(5) 農業近代化施設の整備計画について

変更なし

(6) 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画について

変更なし

(7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画について

変更なし

(8) 生活環境施設の整備計画について

変更なし

3 添付図面 別添のとおり